

認可外保育施設設置者 殿

東京都福祉保健局  
少子社会対策部保育支援課長  
(公 印 省 略)

認可外保育施設に対する巡回指導の実施について（通知）

平素より、東京都の保育行政に御協力をいただきありがとうございます。

東京都では、認可外保育施設の質の向上を図るため、下記のとおり、巡回指導を実施することといたします。つきましては、認可外保育施設の適正な運営に向けて御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 経緯

現在、東京都では、認証保育所やベビーホテル等の認可外保育施設に対して、児童福祉法に基づき、立入調査や書面による年1回の報告徴収、区市町村と連携した巡回指導等を実施しているところです。

平成29年2月現在、認証保育所は約700施設、その他の認可外保育施設は約1,000施設の届出がされています。さらに、平成28年度からは企業主導型保育事業が創設されるなど、認可外保育施設の一層の増加が予想されます。

そのため、今般、認可外保育施設の保育サービスの質の向上を図り、児童の安全と保護者の安心を確保するため、巡回指導チームを編成し、巡回指導を強化することとしました。

2 対象施設

認可外保育施設（認証保育所含む）

3 実施方法

- (1) 巡回指導員が認可外保育施設を訪問し、届出内容や保育内容等について確認、指導・助言等を行います。チェックは、別紙の項目の全部又は一部について行います。
- (2) 巡回の所要時間は1時間～1時間半程度を予定しています。
- (3) 巡回に当たっては、事前に通知をしないで訪問する場合があります。
- (4) 巡回指導員は、身分を証明する証票（別添のとおり）を携帯しています。必要に応じて御確認の上、巡回指導に御協力いただきますようお願いいたします。

4 実施時期

平成29年3月以降、順次、巡回を開始する予定です。

5 その他

- (1) 巡回指導は、児童福祉法第59条に基づく立入調査及び特別立入調査ではありません。そのため、認可外保育施設の指導監督要綱の全てを確認するものではありませんので、別紙チェック項目を満たしていたとしても、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付対象とはなりません。
- (2) 巡回の結果については、必要に応じて公表する予定です。

(担当)

東京都福祉保健局少子社会対策部保育支援課  
民間保育援助担当  
電話番号 03-5320-4131

1 職員の状況

- 指導監督基準に基づく職員の確保
- 保育士資格を有する職員の配置
- 開所時間中2名以上の保育従事職員の配置 ※常時5人以下施設除く

2 建物設備の状況

- 認証（届出）内容と現状の確認
- 在籍児に見合う基準面積を満たしているか。
- 1歳未満児とその他の児童の保育場所が区画され、かつ安全性が確保されているか。
- 構造設備等の危険な箇所
- 保育室や調理室及び便所等設備、寝具や遊具の衛生の確保

3 災害対策の状況

- 消火用具等非常災害時に必要な設備の設置
- 避難・消火訓練の毎月実施

4 保育の状況

- 児童出欠簿の作成
- 保育日誌の作成
- 緊急時の連絡先の把握

5 食事の提供の状況

- 献立表
- 調理・調乳担当者の検便
- 調理・調乳担当者の健康チェック
- 乳児に対する配慮が適切に行われているか。
- 食物アレルギーへの対応

6 健康・安全の状況

- 健康診断
- 感染症対策（予防対策・発生時まん延防止対策・報告等）
- 乳幼児突然死症候群への配慮
  - ・ 睡眠中の児童の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。
  - ・ 乳児を寝かせる場合に、仰向けに寝かせているか。
  - ・ 保育室での禁煙厳守
- 事故が発生した場合の都への報告
- 事故簿の作成

7 その他

- 重要な届出事項を変更した際の変更届の提出
- 施設及びサービスに関する内容の見やすい場所への提示
- 提示する事項の内容

証 票

第〇〇〇〇号 平成〇〇年〇月〇日交付

東京都福祉保健局少子社会対策部保育支援課

巡回指導員氏名

東京都知事 小池 百合子

右の者は、児童福祉法第五十九条第一項の規定による立入調査又は質問をする職権を行う者であることを証明する。

児童福祉法第五十九条

都道府県知事は、児童の福祉のため

必要があると認めるときは、第六条の三第九項から第十二項まで若しくは第三十六条から第四十四条まで（第三十九条の二を除く。）に規定する業務を目的とする施設であつて第三十五条第三項の届出若しくは認定こども園法第十六条の届出をしていないもの又は第三十四条の十五第二項若しくは第三十五条第四項の認可若しくは認定こども園法第十七条第一項の認可を受けていないもの（前条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第二十二条第一項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。）については、その施設の設置者若しくは管理者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、その事務所若しくは施設に立ち入り、その施設の設備若しくは運営について必要な調査若しくは質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させなければならない。

②～⑦ (略)

# 認可外保育施設 巡回指導が始まります！

東京都では認可外保育施設の保育サービスの質の  
向上と児童の安全、保護者の安心を確保するため、  
**巡回指導を強化**します。

乳幼児突然  
死症候群へ  
の配慮

衛生  
管理

感染症  
対策

など

巡回指導員が認可外保育施設を訪問し、届出内容や保育  
内容等について、**確認、指導・助言**を行います。

- ☆ 事前に通知をしないで訪問する場合があります。
- ☆ 巡回指導員は身分を証明する「証票」を携帯しています。
- ☆ 平成29年3月より順次、巡回を開始する予定です。

御理解、御協力の程よろしくお願いいたします。